

内外交差点

「点呼前後の作業時間」 時間管理の課題と改善策

土橋 豪氏 (特定社会保険労務士) 第8/12回

■労働現場と労働時間の問題点

皆様ご存じの通りタクシードライバーは、出庫点呼の前や帰庫点呼の後にも作業が発生します。これらの作業にかかる時間は人によって差が生じ、また具体的に何時から作業を開始しているのが明確でない場合がしばしば見受けられます。このような状況はドライバーの時間管理を困難にしている要因のひとつです。



■みなし労働時間制と現代の労働法問題

そこで会社側は、点呼の開始前や終了後にそれぞれ会社が決めた時間を加味して出勤時刻や退社時刻として管理していることが多いです。

しかし、これは本当に適切な方法なのでしょうか？

実は、このような時間管理は「事業場外のみなし労働時間制」と呼ばれる制度に非常に似ています。事業場外のみなし労働時間制とは、労働基準法第38条の2で規定され、労働者が会社の外で働く場合で、労働時間を算定しがたいときに導入可能な制度です。

法律上は「事業場外」で「労働時間を算定し難いとき」に導入可能とされていますが、事実上、スマートフォンや携帯電話が普及している現代において、労働時間を算定することが難しい状況は限りなく少ないと言えます。

一方、タクシーの点呼の前後に必要な時間は事業場内の作業です。したがって、この時間をみな

し労働時間として法的に認められる余地は限りなく少ないです。実際に、労働基準監督署や裁判所は、みなし労働時間制の適用について厳格な判断を下しています。



■時間管理改善への提案

前述のとおり、点呼の前後に必要な作業にかかる労働時間管理は、単純に時間をみなすだけでは不十分であり、法的なリスクも高いと理解していただきたいです。その上で、すでにそのような時間管理を行っているケースで今できる対応策として、労働時間の根拠を明確に示すことが重要です。ここで、「みなし時間」という言葉は誤解を生じる可能性がありますので、「標準時間」という語を使用します。この「標準時間」を設定するに当たっては、労働者代表との協議により合意を形成することが望ましいです。具体的には、

- ・標準時間を設定する必要性
- ・標準時間を定める作業内容と、それにかかる時間数
- ・時間を算出した方法(例えば、複数のドライバーの作業時間を測定)
- ・時間を見直す周期

これらの要素を書面に残すことが重要です。また、これらの手続きを遵守することで、会社とドライバーの間に信頼関係が築かれ、労働時間管理もより正確に行われるようになります。明確な根拠もなく、会社が一方的に決定しているような場合はリスクが伴います。そして重要なことは、設定された標準時間に従うよう指導をすることです。指導内容が増えることは管理者にとっては負担となるかもしれませんが、変化に気づき制度を形骸化させないためにも必要な作業です。

標準時間の設定と合意は、法的に確実に認められる対応とまでは言えませんが、上記のように実態を把握することは職場環境の改善への第一歩となるはずで

*労働基準法38条の2…労働者が労働時間の全部又は一部について事業場外で業務に従事した場合において、労働時間を算定し難いときは、所定労働時間労働したものとみなす。ただし、当該業務を遂行するためには通常所定労働時間を超えて労働することが必要となる場合においては、当該業務に関しては、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務の遂行に通常必要とされる時間労働したものとみなす。